

○庄原市飲料水供給施設整備費補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第95号

改正

平成19年3月30日告示第61号

平成19年5月23日告示第95号

平成21年3月31日告示第52号

庄原市飲料水供給施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、飲用水が不足する地域の住宅及び集会施設において、飲用水の供給を目的として、新たにボーリング方式等により水源を整備するものに予算の範囲内において補助金を交付し、生活環境の改善を図るため、当該補助金を交付することに関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飲用水が不足する地域 庄原市水道事業計画給水区域及び簡易水道計画給水区域内の給水可能な区域（以下「給水区域」という。）以外の区域で現に生活及び地域自治活動のための飲料水が不足している地域をいう。ただし、特別な理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

(2) 集会施設 自治振興区等が所有し、地域自治活動に供する施設をいう。

(補助対象施設)

**第3条** 補助対象となるボーリング方式等の水源（以下「補助施設」という。）は、原則として1戸（集会施設は1施設）1補助施設とする。

2 補助施設は、1日当たり300リットル以上の水量が安定的に確保でき、かつ、水質が公的機関の行う飲適検査に適合するものとする。ただし、当該検査に不適合の場合は、滅菌器の設置を条件とする。

3 第1項の規定にかかわらず、2戸以上が共同して1補助施設を整備する場合も、補助対象とすることができるものとする。この場合において前項中「300リットル」とあるのは、「300リットルに共同で整備する戸数を乗じた水量」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、特別な理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

(補助対象)

**第4条** 補助金の交付対象者は、補助施設を設置する者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、居住していること。ただし、特別な理由があると市長が認めたときは、この限りではない。
- (2) 市税、納付金等を世帯員が滞納していないこと。

2 集会施設における補助対象者は、補助施設を設置する自治会、小集落、自治振興区等の地域組織その他市長が認めた組織、団体とする。

(補助対象経費及び補助率)

**第5条** 補助対象となる経費（以下「補助経費」という。）は、補助施設を整備するのに直接必要な経費のみとし、1補助施設当たり80万円を限度とする。

2 補助対象とならない経費は、次に掲げるとおりである。

- (1) 給水ポンプ関係経費
- (2) 貯水槽関係経費
- (3) 滅菌器関係経費
- (4) 配水管及び送水管関係経費
- (5) 住宅及び集会施設内配管関係経費
- (6) その他市長が補助対象とならないと認める経費
- (7) 他の事業により補助金の対象となる経費

3 第3条第3項の規定により整備を行う場合は、第1項中「80万円」とあるのは、「72万円に共同で整備する戸数を乗じた額」と読み替えるものとする。

4 他の補助事業等の対象となる補助施設については対象としない。

5 補助率は、補助経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とする。

(交付申請の手続)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、当該年度の定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

**第7条** 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定の通知を受けた後に、補助施設整備に着手するものとする。

（申請の変更）

**第8条** 交付決定者は、次に掲げる事項に該当するに至った場合は、直ちに、事業計画変更承認を受けなければならない。

（1） 補助経費の変更又は申請の取下げ

（2） その他主要な変更事項

（補助金の交付）

**第9条** 補助金は、補助施設について交付決定者から完了通知があった後、市長の指定する職員が完了検査を実施し、補助金の額の確定を行った後、交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、交付決定者の請求に基づき、市長が必要と認めた場合は、補助金の概算交付ができるものとする。

（交付決定の取消し）

**第10条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） この要綱に違反したとき。

（2） 補助施設の整備方法が妥当性を欠くと認めるとき。

（3） あらかじめ承認を受けずに、工事費を変更し、又は廃止したとき。

（4） 補助金を他の用途に使用したとき。

（5） その他市長が補助するのに不相当と認めるとき。

（指導監督及び検査）

**第11条** 市長は、交付決定者に、事業の実施に関しての必要な報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は職員をして随時必要な検査をさせることができるものとする。

（水道事業への加入）

**第12条** この要綱により、補助施設を整備したものが、後年、庄原市が整備する給水区域に含まれることとなった場合は、3年以内に水道事業へ加入するものとする。

（その他）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の庄原市飲料水施設整備補助金交付要綱(平成7年庄原市告示第24号)、口和町飲料水緊急確保対策事業補助金交付要綱(平成6年口和町要綱第10号)、高野町飲料水供給施設整備費補助金交付規則(平成7年高野町規則第7号)、比和町飲料水供給施設整備費補助金交付規則(平成6年比和町規則第9号)若しくは総領町飲料水施設整備補助金交付要綱(平成9年総領町訓令第11号)又は西城町のこの告示に相当する規定(以下これらを「合併前の規則等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則等の規定により交付決定を行った補助金については、なお合併前の規則等の例による。

**附 則**(平成19年3月30日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

**附 則**(平成19年5月23日告示第95号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の庄原市飲料水供給施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

**附 則**(平成21年3月31日告示第52号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。